【居住前（入院中又は転居前等）や認定申請中の取り扱い】

下記に該当する方が介護保険での住宅改修を行う場合、支給されない場合があります。

（1）改修後に当該住宅に他市町村から転入または町内転居する場合

住宅改修費の支給には、居住していることが必要条件となり、住宅改修後の支給申請は**居住してから**でないとできません。予定の変更等で居住しないこととなった場合には、住宅改修費の支給はできません。

（2）入院中または施設入所中に改修する場合

（1）と同様に住宅改修費の支給には、退院・施設退所して（**在宅に戻って**）改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。

（3）認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、**要介護認定を受けている方**です。

認定申請中に改修できますが、事後申請は認定結果が出てからになります。

認定結果が「自立」の方は、支給対象とはなりません。

《介護保険の住宅改修における事前承諾書》

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被保険者名		被保険者No.	
➢ （1）（2）（3）どちらかあてはまる項目に○をして必要項目をご記入下さい。			
（1）	**転入・転居予定日**	年　月　日	
	改修を行う住宅の所在地	三郷町	
	旧住所（現住所）		
（2）	**入院・入所中の場合**	退院・退所予定日（　年　月　日）	
	入院・入所施設名		
（3）	**認定申請中**	申請日（　年　月　日）	

事後申請時にご記入下さい	転入・転居日	年　月　日	
	退院・退所日	年　月　日	
	要介護認定日	年　月　日	要介護度（　）

※コピーをお渡ししますので、上記欄を記入のうえ事後申請時に添付してください。